

内子町親元就農支援事業

【趣旨・目的】

持続可能な力強い農業を将来にわたり実現するため、国の**農業次世代投資資金の交付要件を満たさない**親元就農者を支援するために、町単独による事業を創設する。

国の支援制度

農業次世代人材投資資金【経営開始資金】

次世代を担う農業者となることを目指し**独立・自営就農**する**認定新規就農者**に対し、資金を交付。

【対 象 者】 認定新規就農者(就農時49歳以下)

【支 援 額】 150万円/年×3年間

【補 助 率】 国10/10

【交付要件】

1. 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること(目標所得概ね250万円)
2. 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村に認められること
3. 年間250日以上かつ年間2000時間以上の農業従事をする
4. 人・農地プランに中心経営体として位置づけられる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けること
5. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。

農業次世代人材投資事業の受給対象例



新たに農業経営を開始する場合

親等の経営を継承するが、新規作物の導入など、新たな取組が必要

新規作物の導入



国の制度では、後継者として親の経営をそのまま継承する場合は対象とならない



こうした実情を踏まえ、まずは一人でも多くの担い手を確保するため、**親元就農者への確実な支援となる内子町独自の制度設計を創設**

内子町の支援制度

内子町親元就農支援事業

国の支援制度の要件を満たさない**親元就農者(親の事業をそのまま継承する者)**を支援するため、町単独で給付金を支給。

【対 象 者】 認定農業者の子や孫等(町内に住所を有し49歳以下)

【給 付 額】 **130万円 × 2年間**

【補 助 率】 町10/10

【給付要件】

1. 就農5年後の農業経営の年間所得が、概ね250万円以上となること
2. 申請後1年以内に就農し、親等が所有する農地の一部もしくは全部、所有権又は利用権の設定を行うこと
3. 年間200日以上かつ年間1600時間以上の農業従事をする
4. 親元就農計画(5年間)を作成して承認を受け、家族経営協定を締結すること
5. 前年の農業所得が、250万円以上600万円未満である親元就農であること